

平成 23 年 第 1 回臨時会

千葉県後期高齢者医療広域連合議会会議録

平成 23 年 8 月 12 日

千葉県後期高齢者医療広域連合議会

平成23年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会臨時会会議録

目 次

○招集告示

第 1 号 (8月12日)

○議事日程	1
○会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	2
○説明のため出席した者	2
○議会事務局職員出席者	3
○開会及び開議の宣告	4
○諸般の報告	4
○広域連合長挨拶	5
○議席の指定	6
○議長の選挙	6
○議長就任挨拶	8
○会議録署名議員の指名	8
○会期の決定	9
○議会運営委員会委員の選任について	9
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
○監査委員就任挨拶	13
○議案第3号から議案第4号までの上程、説明、質疑、討論、採決	13
○選挙管理委員会委員の選挙について	22
○選挙管理委員会補充員の選挙について	23
○閉会の宣告	24
○会議録署名	25

○議案議決結果.....	27
--------------	----

千葉県後期高齢者医療広域連合告示第12号

平成23年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を次のとおり招集する。

平成23年7月26日

千葉県後期高齢者医療広域連合長 根本 崇

記

- 1 日 時 平成23年8月12日（金） 午前10時00分から
- 2 場 所 ホテルポートプラザちば 2F ロイヤルII
(千葉市中央区千葉港8-5)
- 3 付議事件
 - (1) 千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について
 - (2) 千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について
 - (3) 専決処分の承認を求めることについて
(千葉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例)
 - (4) 平成23年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）

平成23年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会臨時会会議録

議事日程

平成23年8月12日午前10時開会

- 日程第 1 議席の指定について
日程第 2 議長の選挙について
日程第 3 会議録署名議員の指名について
日程第 4 会期の決定について
日程第 5 議会運営委員会委員の選任について
日程第 6 議案第1号 千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について
日程第 7 議案第2号 千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について
日程第 8 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて
(千葉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する
条例の一部を改正する条例)
議案第4号 平成23年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第
1号)
日程第 9 選挙管理委員会委員の選挙について
日程第10 選挙管理委員会補充員の選挙について

会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(49名)

1番	お小川智之君	2番	みやがわまさお夫君
3番	たけうちきよみ海君	4番	すずきいくお君
5番	もとほしりょういち君	6番	おかだとしひこ君
7番	ひらばやしとしひろ君	8番	すずきゆう有君
9番	みつほしひろあき君	10番	おおくらふじお重雄君
11番	きりゅうまさひろ君	12番	はやのまこと誠君

13番	向	後	悦	世	君	14番	帯	包	文	雄	君
15番	山	田	一	一	君	16番	岩	瀬	洋	男	君
17番	捧		仁	滋	君	19番	小	林	惠美子	君	
20番	川	村	義	雄	君	21番	尾	形	喜	啓	君
22番	芝	田	裕	美	君	24番	福	原	敏	夫	君
25番	辻	田		明	君	26番	野	村		裕	君
27番	小	野	光	正	君	29番	金	丸	和	史	君
30番	幸	正	純	治	君	31番	猪	狩	一	郎	君
32番	青	木	正	孝	君	34番	伊	藤	友	則	君
35番	本	山	英	子	君	36番	川	嶋	英	之	君
37番	越	川	廣	司	君	38番	高	萩	初	枝	君
39番	寶	田	久	元	君	40番	加	瀬	芳	廣	君
41番	勝	野	暢	一	君	42番	江	沢		清	君
43番	鈴	木	征四郎		君	44番	川	口	幸	雄	君
45番	川	島	富士子		君	46番	秋	場	博	敏	君
47番	中	村		勇	君	48番	関		克	也	君
50番	山	根	義	弘	君	51番	丸		敏	光	君
52番	野	中	眞	弓	君	53番	新	井		明	君
54番	三	国	幸	次	君						

欠席議員（5名）

18番	松	尾	澄	子	君	23番	加	藤	健	吉	君
28番	古	川	宏	史	君	33番	荻	谷	進	一	君
49番	三	橋	吉	辰	君						

説明のため出席した者

広域連合長	根本	崇	君	副広域連合長	岩田	利雄	君
局長	松永	光男	君	局次長	時田	繁	君
総務課長	小野寺	祐一	君	総務課主幹	花澤	清貴	君
総務課長補佐	平野	和之	君	資格保険料長	橋本	勝行	君

資格保険料
課長補佐
給付管理
課長補佐

東 昭 夫 君
加 藤 恒 寿 君

給付管理課長

龍 崎 和 則 君

議会議務局職員出席者

議会議務局長
書 記

仲 田 道 弘
鶴 岡 喜 久 子

書 記

金 坂 暁

開会 午前10時02分

◎開会及び開議の宣告

○副議長（新井 明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は49名であります。

地方自治法第113条の規定により、定足数に達しておりますので、これより平成23年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○副議長（新井 明君） まず、宇田川前議長におかれましては、任期満了により広域連合議会議員を退任されましたので、本日の議事進行を副議長の私が務めますので、よろしくお願い申し上げます。

初めに、本年3月11日に発生いたしました東日本大震災において被災された方々、並びに被災された市町村に対し、心よりお見舞いを申し上げます。一日も早い復興をお祈りいたします。

東日本大震災で亡くなった方々へ1分間の黙祷をささげたいと思います。

ご起立ください。黙祷。

[黙 祷]

○副議長（新井 明君） ありがとうございます。ご着席ください。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりでありますので、ご了承願います。

議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、広域連合長、副広域連合長及び局長ほか、事務局職員の出席を求めていますので、ご了承願います。

また、本日の事務局出席者については、座席表を席上に配付させていただいておりますので、ご参照ください。

以上、報告いたします。

また、報道関係者から写真撮影等の申し出がありますので、これを許可いたします。

◎広域連合長挨拶

○副議長（新井 明君） この際、広域連合長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

根本広域連合長。

〔広域連合長 根本 崇君 登壇〕

○広域連合長（根本 崇君） 一言だけご挨拶を申し上げたいと思います。

このたび平成23年の第1回臨時会を急遽招集いたしましたところ、皆さん方には大変お暑い中、お忙しい中、ご出席いただきまして、本当にありがとうございます。御礼申し上げます。

今、皆さんから黙祷をしていただきました東日本大震災、はや5カ月がたっておりますが、多くの方々の尊い命を奪い、大きな被害があったわけでございます。お亡くなりになりました皆様方に対しまして、ご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災者の皆様方に心からお見舞いを申し上げたいと思う次第でございます。

当広域連合といたしましても、被災をされた方々に対しまして、一部負担金免除証明書の交付や保険料の減免等を進めております。また、罹災証明を受けられた方に対し勧奨通知を発送するなど、申請手続が円滑に実施されるよう努めてまいります。

また、国が検討を進めております高齢者医療制度改革につきまして、まだ不透明な点がたくさんございます。このまま行きますと、この制度、現在の後期高齢者医療制度が当分の間存続するという形になるのではないかな、そんなふうにも思っておるわけでございます。

広域連合といたしまして、引き続き制度の適正かつ円滑な運営に努めるとともに、制度改正に際しまして、国の動向をしっかりと見極めながら、全国の広域連合の協議会と連携いたしまして、国に対しまして必要な要望等をしっかりとやっていかななくてはいけないというふうに思っておるところでございます。

本日は、この議会に提出させていただいております議案でございますが、人事案件のほかに、専決処分の報告と承認等でございます。これらにつきましては、また後ほどご説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご議決もしくはご承認賜りますよ

う、お願いを申し上げたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

◎議席の指定

○副議長（新井 明君） 日程第1、議席の指定を行います。

新たに当選された議員の議席は、会議規則第4条第1項の規定により、配付しております議席表のとおり指定いたします。

◎議長の選挙

○副議長（新井 明君） 日程第2、宇田川前議長が去る6月15日に任期満了となり退任されました。このため議長が不在となっています。

これより議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選の方法としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○副議長（新井 明君） 異議がございますので、選挙の方法は投票によることにいたします。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（新井 明君） ただいまの出席議員数は49名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○副議長（新井 明君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（新井 明君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○副議長（新井 明君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。この投票は単記無記名で行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

なお、白票は無効といたします。

点呼を命じます。

〔議会事務局長 氏名点呼、投票〕

○副議長（新井 明君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（新井 明君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（新井 明君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に加瀬芳廣議員、勝野暢一議員及び江沢清議員を指名いたします。

よって、3名の方に立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○副議長（新井 明君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数49票、これは先ほどの出席議員数に符号いたしております。

そのうち、

有効投票 44票

無効投票 5票

有効投票中、

鈴木 有議員 30票

小林恵美子議員 6票

新井 明議員 2票

竹内清海議員 2票

小川智之議員 1票

関 克也議員 1票

桐生政広議員 1票

平林俊彦議員 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は13票であります。よって、最多得票数を獲得しました鈴木 有議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました鈴木 有議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。

◎議長就任挨拶

○副議長（新井 明君） ここで当選されました鈴木 有議員のご挨拶をお願いいたします。

〔8番 鈴木 有君 登壇〕

○8番（鈴木 有君） ただいま多くの皆様にご推挙いただきまして議長に選任されました、野田市議会議長の鈴木 有でございます。

この大役に関しましては、光栄に存じますとともに、責任の重大さを感じているところでございます。この議会が円滑に進められますよう、皆様のご協力並びにご指導、そして当局側のご指導を含めてお願いを申し上げます。

大変簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。
(拍手)

○副議長（新井 明君） 鈴木 有議長、議長席へお着きください。

〔副議長退席 議長、議長席へ着席〕

◎会議録署名議員の指名

○議長（鈴木 有君） 議長を交代いたします。新井副議長、お疲れさまでした。ありがとうございました。

日程に入ります。

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長より、幸正純治議員、猪狩一郎議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（鈴木 有君） 日程第4、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。

お諮りいたします。

本臨時会を本日1日間とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（鈴木 有君） 起立全員であります。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

◎議会運営委員会委員の選任について

○議長（鈴木 有君） 日程第5、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第5条の規定により、議長が指名することになっております。

私から、小川智之議員、芝田裕美議員、山田一一議員、野村 裕議員、加瀬芳廣議員、苅谷進一議員、江沢 清議員、中村 勇議員、野中眞弓議員、福原敏夫議員、青木正孝議員の11名を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木 有君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました11名を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

なお、正副委員長の互選を行うため、委員会条例第7条の規定により、議長において直ちに議会運営委員会を招集します。

委員会開催のため、暫時休憩いたします。

議会運営委員会委員は3階ポートルームへお集まりください。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時46分

○議長（鈴木 有君） 再開いたします。

先ほど開催しました議会運営委員会において、委員長に山田一一議員、副委員長に野中眞弓議員が選任されましたので、ご報告いたします。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木 有君） 日程第6、議案第1号 千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

〔広域連合長 根本 崇君 登壇〕

○広域連合長（根本 崇君） 千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任についての提案理由のご説明を申し上げます。

議案集の1ページをご覧いただきたいと思います。

本案は、広域連合規約第16条第2項に基づきまして、監査委員2名のうち、識見を有する監査委員であります森嶋委員の任期満了に伴い選任するもので、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会のご同意をお願いするものでございます。

ここにご提案申し上げます花嶋 実氏でございますが、平成21年に千葉県税理士会副会長に就任し、人格が高潔で、すぐれた見識を備えており、監査委員として適任と存じております。何とぞご同意を賜りますようお願い申し上げます。説明とさせて

いただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木 有君） これより質疑に入ります。

ただいまのところ通告はございませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木 有君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木 有君） 討論なしと認めます。

これより議案第1号 千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（鈴木 有君） 起立全員であります。

よって、議案第1号 千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任については、原案のとおり同意されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木 有君） 日程第7、議案第2号 千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、金丸和史議員の退席を求めます。

〔29番 金丸和史君 退場〕

○議長（鈴木 有君） 提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

〔広域連合長 根本 崇君 登壇〕

○広域連合長（根本 崇君） 議案第2号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案集の3ページをご覧いただきたいと思います。

本案につきましては、広域連合議会議員から選任する監査委員について、前任の森本委員の退職に伴い選任するものでございまして、地方自治法第196条第1項の規定に基づきまして、議会のご同意をお願いするものでございます。

ご提案申し上げております金丸和史氏でございますが、平成11年に印西市議会議員に就任し、現在印西市議会議長としてご活躍をされており、学識、経験とも大変豊かな方と存じております。

何とぞご同意を賜りますようお願い申し上げます。提案理由とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木 有君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はございません。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木 有君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木 有君） 討論なしと認めます。

これより議案第2号 千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（鈴木 有君） 起立全員であります。

よって、議案第2号 千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任については、原案のとおり同意されました。

金丸和史議員の入場を認めます。

〔29番 金丸和史君 入場〕

◎監査委員就任挨拶

○議長（鈴木 有君） ここで監査委員に選任されました金丸和史議員が議場におられますので、ご紹介を申し上げ、ご挨拶をいただきたいと思います。

金丸議員。

[29番 金丸和史君 登壇]

○29番（金丸和史君） 監査委員のご指名をいただきました、印西市の金丸和史でございます。

このたび、監査委員の就任に当たりまして、その責任の重さを痛感しているところでございます。先ほど識見監査委員に選任されました花嶋氏とともに、地方自治における監査の必要性と重要性を深く認識し、誠実かつ公正な立場から監査委員という職務を全うしてまいりたいと存じております。

議員各位におかれましては、格別のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます、監査委員就任のご挨拶とさせていただきます。

◎議案第3号から議案第4号までの上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木 有君） 日程第8、議案第3号 専決処分の承認を求めることについて、及び議題第4号 平成23年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

[広域連合長 根本 崇君 登壇]

○広域連合長（根本 崇君） 議案第3号と議案第4号につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

まず、議案第3号でございますが、千葉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分の承認を求めることについてでございます。

議案集の5ページをご覧いただきたいと思います。

本案につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして、専決処分を

いたしておりますので、同条第3項の規定によりましてこれを報告し、ご承認をお願いするものでございます。

本条例は、県議会において3月11日に可決されました、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に準じた条例でございまして、4月1日施行する必要がございましたが、その間広域連合議会を開催するいとまがなく、3月30日に専決処分とさせていただきます。

改正内容につきましては、これまで暦年で管理していた年次休暇につきまして、県に準じまして年度での管理に移行するものでございます。

続きまして、議案第4号 平成23年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）につきましてでございますが、予算書の2ページをご覧いただきたいと思っております。

本案でございますが、予算現額、4,372億6,237万6,000円に、25億902万4,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ4,397億7,140万円とするものでございます。

内容でございますが、平成22年度後期高齢者交付金の精算により、社会保険診療報酬支払基金に対し、交付金超過分25億902万5,000円を返還する必要が生じたため、特別会計の補正予算を編成するものでございます。

5ページにございますように、歳出といたしましては、平成22年度後期高齢者交付金返還不足額を計上いたしました。

4ページにありますように、歳入といたしましては、返還金の財源といたしまして、療養給付費の国庫負担金の精算分と前年度繰越金を計上いたしました。

説明は以上でございます。

○議長（鈴木 有君） 質疑につきましては一括して行い、討論、採決は議案ごとに行います。

これより議案第3号及び議案第4号の質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、通告順により順次発言を許します。

小林恵美子議員。

○19番（小林恵美子君） 19番、八千代市の小林恵美子でございます。

提案をされております特別会計補正予算に関連いたしまして、質疑を行います。

冒頭黙祷をささげましたが、私からも一言申し上げたいと思っております。

去る3月11日に発生いたしました東日本大震災による甚大な被害で、多くの亡くなら

れた方々に心からご冥福をお祈りするとともに、この地震と津波により甚大な被害を受けた東京電力福島第一原子力発電所の事故により、先祖伝来の生まれ故郷を離れざるを得なくなった方々、いまだに放射能汚染におびえる千葉県ホットスポットと呼ばれる地域の方々、また、被災地での農水産物の生産者の方々に心よりお見舞いを申し上げます。そして、地震発生から昨日で5カ月が過ぎ、死者、行方不明者は2万人に上っています。また、全国で8万7,000人の方が避難生活を送られていることは痛みに耐えられません。

こうした現状の中で質疑を行います。今議会に提案されました特別予算の補正には、この震災に遭われた方々の保険料、窓口の一部負担金の予算が含まれておりません。経過報告が提出されておりますが、このような災害に遭われた方々に対する特別措置として、高齢者の保険の確保に関する法律の第99条に保険料の減免や一部負担金の免除、減免などが含まれておりますが、この予算手続が今後どのように行われていくのか、そして今回国が財源を負担するという事になっておりますが、まず1点目に、いつ国から予算が下りてきたのでしょうか。また、2点目に、広域連合としていつこの一部負担金の免除などが行われたのか、予算措置をされてきたのか、その点について伺っておきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木 有君） 答弁願います。

局長。

○局長（松永光男君） 小林恵美子議員のご質問にお答えしたいと思います。

このたびの補正において、東日本大震災の被災者の対応等の予算措置はどうなっているかというようなご質問だったと思っております。

このたびの補正予算につきましては、急を要する支払基金交付金返還金の支払いに必要な予算を計上したものでございます。

東日本大震災については、罹災証明を受けられる方が現状において増えておりますように、被害の全容が判明せず、一部負担金等の免除の財源については全額国が補てんすることとなっておりますことから、今後定例会において予算措置については対応させていただきたいと考えております。

また、一部負担金の免除等どのような形でやられているのかというご質問でございましたけれども、国から通達等が来ておまして、6月30日までは医療機関で猶予したものを広域連合が最終的に免除するという形をとらせていただいております。7月1日か

らは、免除証明書を申請に基づき交付させていただくというような形で手続をしております。これらについては漏れがないように、医療を受けられた方についてはレセプトに基づきまして、そういった方に勧奨通知を差し上げたり、あるいは罹災証明を受けられた方に市町村からやはり同じように申請書等、その手続をしていただくような勧奨通知をさせていただいていると、そのような形にさせていただいております。

また、国からいつお金が来るのかというようなことでございますけれども、最終的に国がこれは補てんするということになっておりますけれども、国庫負担金につきましては毎年いただいているわけですが、この被害の総額が恐らく一部負担金では2億から3億の範囲内、保険料では1億から2億くらいの範囲内ではないかというふうに今の段階では見通しを持っておりますので、それら数字がはっきり確定し次第、国のほうに申請等をしていくということになろうかと思っております。これは全国的に同じような形で手続をさせていただきますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（鈴木 有君） 小林議員。

○19番（小林恵美子君） わかりました。

ただ、今回の被害の場合ですと、単年度で終わるということではありませんよね。また、例えば避難所で病気になられて、お医者さんにかかって、一部負担金の免除の申請をするということなどもあると思うんですけれども、こうした場合、年度がまたがっても継続されていくというふうに理解してよろしいのでしょうか。そのことをまず1点伺いたいことと、あともう一つは、これまで高確法の99条というのは適用がされていませんでした。しかし、今回こうした形で未曾有の被害の中で、この保険料の減免、一部負担金の減免などが行われるということになってまいりますと、今後この項目について、予算書の款項目でいいますと、どの部分で歳出をしていくのか、その部分について教えていただきたいと思います。

○議長（鈴木 有君） 答弁願います。

局長。

○局長（松永光男君） お答えいたします。

まず、この被害を受けた方が来年度にもわたるのかというお話でございますけれども、国の通知にも示されているんですけれども、あくまで減免の証明書というのは被災の状況に応じて、例えば3月11日の被災のあった日から24年2月29日までというような形で、

それぞれ特定の日にちが設定されてございます。これにつきましては、国のほうから全額補てんをされていくというような形になってございますので、この日にちが変更していくということがあるのであれば、国のほうからまた再度通知をいただけるということをごさいますして、現時点においては国の方針に沿って実施していくというような形になると思います。

そして、予算措置の関係でございませけれども、現在支出については、これは医療機関にお支払いする形は全く同じでございませので、特別会計の2款保険給付費の中でお支払いするような形になるというふうに考えております。ですが、歳出のほうは国のほうで支援いただくわけでございますので、ほかと違いまして、これは被保険者の皆様からいただいている保険料とかそういったものに関係なく補てんがされるというふうに考えてございませ。

以上でございませ。

○議長（鈴木 有君） 小林議員。

○19番（小林恵美子君） 了解いたしました。

本当に今回の事態は未曾有の事態です。先ほど国のほうでは24年2月29日ですか、日にちを区切っているということでごさいますけれども、阪神・淡路大震災のときにも仮設住宅で孤独死をされた方がたくさんいらっしゃったというような状況もございませ。そういうことを考えますと、仮設住宅の中で病気になられる方なども今後も予想されませ。そういう状況の中で、やはり国が責任を持って被災者の皆さんの保険料や一部負担金の減免が一人も漏れなく実施されることを強く要望いたしまして、私の質疑を終わります。

○議長（鈴木 有君） 小林恵美子議員の質疑を終わります。

引き続き質疑を続けます。

秋場博敏議員。

○46番（秋場博敏君） 46番、秋場です。

私の質問は非常に単純な質問なのかもわかりませませんが、仕組みがよくわかっていないというところから発生しているものですから、その辺も含めてお聞きいただきたいと思っております。広域連合の特別会計補正予算の今回提案されていま第1号ですか、支払基金交付金の返還金25億902万4,000円が補正されておりますけれども、2月の定例会のときにこの辺の返還金が生じないような予算どりといいませか、それぞれ1,000円とか

項目のみの状況になっていました。それで、22年度の予算と比べて非常に減額予算になっているので、どうしてかということを知ったのですが、その中では後期高齢者医療保険料調整基金積立金の大幅減額の理由等も聞いたわけですが、22年度の剰余金のうちに国の負担金等の積算等が必要となる財源を除いた残りの部分を次期保険料の軽減財源として積み立てるものだと。23年度分については、繰越金は現時点では生じないと見込んでおり、当初予算では基金の運用収入のみ計上していますというような答弁でした。

今回、この支払い基金交付金返還金が生まれたというその辺の仕組みのことを伺いたいわけですが、1人当たり医療費の伸びがあるというふうに事務局の方に伺いました。また、後期高齢者に加入されている方々の人数も大幅に増えていると。そういう中では、返還金が生まれるんじゃないかと、逆に追加しなければいけないような事態が想定されているわけですが、県や何かのほうの話をお聞きすると、追加交付をしたよというふうなことを伺ったわけで、その辺の仕組みを具体的に教えていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（鈴木 有君） 答弁願います。

局長。

○局長（松永光男君） 秋場議員のご質問にお答えしたいと思います。

支払基金交付金と国・県支出金の関係、あるいは返還金や追加交付の仕組みということで、ご質問ということですが、まず後期高齢者交付金も国・県支出金も、高齢者の医療の確保に関する法律及び政令に基づき、定められた割合で算定されることとなっております。具体的な算定方法ですが、後期高齢者交付金につきましては、現役並み所得者分を除く医療給付費の約4割、それと現役並み所得者分の医療給付費の約9割、その合計額とされております。また、国庫支出金は現役並み所得者分を除く医療給付費に12分の3を乗じた額でございまして、県支出金は同じように12分の1を乗じた額とされております。こういった形で算定されていくわけですが、追加交付や返還金がなぜ整合なく生じるというようなことですが、後期高齢者交付金を交付する診療報酬支払基金、それと国、県と3つの機関、団体があるんですが、私どもの広域連合が毎年度、当該年度の毎月の医療給付費の実績をご報告させていただいておきまして、それぞれの機関、団体が所用額を算定して、その結果過不足

が生じているということでございます。

先ほどもお話がございましたが、県のほうで最終的な補正をしていただいて、追加交付をしていただいたんですけれども、最終的に県予算の中でも不足額ということがあるので、予算の範囲内で交付をしていただいているということで、県についても追加交付をお願いする予定でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木 有君） 秋場議員。

○46番（秋場博敏君） まだちょっとよくわからないんですが、県からは追加交付を受けると、この特別会計の当初予算との関係でいうと、このぐらいの差異が生じるというのは当たり前なのでしょうか。額的に何十億という単位なのですが、片方で足りないから追加交付してもらおう、それでこの支払基金には返還金が生じた、その辺もう少し説明していただきたいと思うんですが。

○議長（鈴木 有君） 答弁願います。

局長。

○局長（松永光男君） もう少し具体的に金額に関してご説明をさせていただきたいと思えます。後期高齢者交付金は予算額で1,736億1,600万円程度でございました。これについて交付いただいたのが1,696億4,800万円、ちょっと100万円単位で丸めさせていただきますけれども、それで差し引きで必要額が、実際に医療給付の実態を見ると、1,671億3,900万円余りでございました。その1,671億3,900万円の必要額に対して、既交付額が先ほど申し上げた1,696億4,800万円なんですけれども、その差額が今回予算を計上させていただいている額でございます。

同じように、療養給付費で、県についてのみご説明させていただきますけれども、予算額が308億4,500万円余りでございました。それに対して既交付額が293億8,200万円弱でございます。必要額が、これは医療の給付の結果、今年度この金額をいただくという形の額が300億7,500万円弱でございます。その結果、追加交付でいただく金額が6億9,300万円弱、そういうような状況でございます。

このくらいが出るのが当たり前かというようなご指摘がございましたけれども、私どもはできるだけこれについては精査して、差を少なくするように努めているわけですが、仮にこれが足らなくなると、金融機関から借り入れ、あるいは県が基金で積み立てていただいております安定化基金から貸し付けとかを受けるといったような形になり

ます。できるだけこれについては不足が生じないように関係機関にお願いして、適正に運営していくように努めていくというような形で運用しているところでございます。

以上でございます。

○46番（秋場博敏君） 了解しました。

○議長（鈴木 有君） これをもちまして、秋場博敏議員の質疑を終わります。

質疑を終わります。

議案第3号 専決処分の承認を求めることについて、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木 有君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終わります。

これより議案第3号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（鈴木 有君） 起立全員であります。

よって、議案第3号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認されました。

次に、議案第4号 平成23年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）につきまして、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

野中眞弓議員。

〔32番 野中眞弓議員 登壇〕

○32番（野中眞弓君） 大多喜町の野中でございます。

私は平成23年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）について、賛成の立場で討論します。

本補正予算は、22年度実績に基づく精算による支払基金交付金の返還の1件のみです。このことについては手順に基づき適正に処理されていると思われまます。また、予算化はされておりませんが、東日本大震災の被災者への医療費の一部負担金の免除証明交付や還付については、自治体の窓口取り扱いだけでなく、連合としてレセプトから抽出し

て直接対象者に書類を送るなど、独自に周知の徹底を図ってきたことは評価したいと思います。

ところが、被災者の一部医療費の負担免除の期限が来年2月29日です。あと、半年で被災者全員の生活が元どおりになるとは考えられません。期限の延長を千葉県後期高齢者医療広域連合として、国に要請すべきではないでしょうか。

また、大震災による被災者の方々への配慮は始まりましたが、日常的に経済的な困難を抱えた高齢者の方々についての配慮は、まだ実現されておられません。医療機関からの生々しい報告があります。

船橋市の例ですが、81歳の女性、夫婦2人の世帯で、保険証はあります。本人が心疾患で入院直後、夫も脳挫傷で入院。サラ金からの借金もあり、医療費支払い困難。また、別の案件では、76歳の男性ですが、5人家族で、この方にも保険証があります。心筋梗塞で入院しましたが、夫婦ともに無年金。3人いる子供はみな中卒で就労が不安定で、医療費の支払いは不安である。この2件の例は保険証のある方です。

こんな話ならざらだよと思われた議員さんもいらっしゃると思います。保険料を払い、正規の保険証を持っている方でも、医者にかかれぬ現実があります。まして、保険料を払えなくて、短期証を交付された方はいわんやです。本年度の短期証の発行件数はまだ未確定ですが、用意された短期証は1,038件だそうです。1,000人以上の高齢者が1年間にわたり保険料すら払えなかったということです。

憲法13条の条項はこう書かれています。すべて国民は個人として尊重される、生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で最大の尊重を必要とすると、憲法は国民の命、幸せを求める権利を保障しています。高齢者が経済的理由で受診抑制せざるを得なかったり、医療から排除を受けたりすることはあってはならないことです。

次の議会は11月ですが、次の補正では医療費の一部負担の減免の拡充と徹底が解決できているよう要請して、賛成討論といたします。

以上です。ありがとうございました。

○議長（鈴木 有君） 野中眞弓議員の討論を終わります。

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木 有君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終わります。

これより、議案第4号 平成23年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（鈴木 有君） 起立全員であります。

よって、議案第4号 平成23年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

◎選挙管理委員会委員の選挙について

○議長（鈴木 有君） 日程第9、選挙管理委員会委員の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、議長の私が指名する者をもって当選人とする指名推選の方法により行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木 有君） ご異議なしと認めます。

選挙の方法につきましては、指名推選により議長の私が指名することに決定しました。私より指名いたします。

選挙管理委員に、千葉市稲毛区穴川一丁目3番5号の山本宏行さん、千葉市稲毛区小仲台七丁目3番地1号の小柴玲子さん、千葉市稲毛区作草部町955番地1の伊藤 晶さん、千葉市花見川区花見川3番8の内藤靖夫さんの以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名した方を選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木 有君） ご異議なしと認めます。

よって、山本宏行さん、小柴玲子さん、伊藤 晶さん、内藤靖夫さんが選挙監理委員に当選されました。

◎選挙管理委員会補充員の選挙について

○議長（鈴木 有君） 日程第10、選挙監理委員会補充員の選挙ついてを議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、指名推選により議長の私が指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木 有君） ご異議なしと認めます。

選挙の方法につきましては、指名推薦により議長の私が指名することに決定しました。

私より指名いたします。

選挙管理委員会補充員に、千葉市稲毛区長沼町150番地の48の一ノ瀬禎子さん、千葉市緑区古市場町343番地の小出廣昭さん、千葉市緑区おゆみ野1丁目43番地22の森岡信夫さん、千葉市緑区鎌取町273番地の212の岩崎智恵子さんの以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名しました方を選挙管理委員会補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木 有君） ご異議なしと認めます。

よって、一ノ瀬禎子さん、小出廣昭さん、森岡信夫さん、岩崎智恵子さんが選挙管理委員会補充員に当選され、補充員の順序は指名の順といたします。

◎閉会の宣告

○議長（鈴木 有君） 以上をもちまして、平成23年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合
議会臨時会を閉会いたします。

議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、長時間にわたり慎重なご審議をいた
だき、誠にありがとうございました。

大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

閉会 午前11時28分

議 長 鈴 木 有

副 議 長 新 井 明

署 名 議 員 幸 正 純 治

署 名 議 員 猪 狩 一 郎

議 案 議 決 結 果

議案番号	件 名	議決年月日	議決の結果
議案第 1号	千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について	平成23年8月12日	原案可決
議案第 2号	千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について	平成23年8月12日	原案可決
議案第 3号	専決処分の承認を求めることについて (千葉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について)	平成23年8月12日	原案可決
議案第 4号	平成23年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第1号)	平成23年8月12日	原案可決